

自由民主党・知的財産戦略調査会の10の提言（要旨）

平成25年4月23日

自由民主党知的財産戦略調査会

1. グローバルな知財システムの構築と海外展開を国家戦略として支援

わが国が知財先進国としてイニシアティブを発揮するため、新興国との知財制度競争に打ち勝てる戦略的な知財システムを構築するとともに、中国、韓国等の知的財産新興国における日本の進出企業の知的財産の保護・確保による海外展開を国家戦略として支援する。

- ・ 任期付審査官の拡充・増員や特許庁情報システムの整備等の促進。
- ・ 非日本語特許文献を日本語で検索可能とする環境を整備。
- ・ 知財裁判所の紛争処理機能や国際的な情報発信力をより強化するための体制の整備。
- ・ 新興国に対する知財人財派遣による技術・法制・法執行体制の整備支援によるわが国知財システムの普及・定着の推進。
- ・ 国際条約等を通じたわが国の公正な知的財産権の確保及び模倣品対策の国際連携の強化。
- ・ Japan-IP デスク（仮称）の展開等により国際的な知財権確保のための企業への支援。

2. 戦略的国際標準の獲得・認証への取組みの強化

高度な「ものづくり」技術など日本の強みを生かした国際的な標準化戦略を展開するため、国際標準化・認証についての戦略的取組みを強化する。

- ・ 国際標準化の活用等により、わが国の工業製品や農産品・生産技術など日本のものづくり技術の海外展開を戦略的に推進。
- ・ 国際標準化・認証の専門家を育成し、国際標準化機関における幹事国引受件数を引き上げ。
- ・ わが国認証機関の体制強化及び海外の認証機関との連携の推進。

3. 国際的・戦略的な知財人財の育成

グローバルに活躍する知財人財や、経営層をはじめとする知財マネジメント人材の育成を推進する。

- ・ 知的財産が有する価値を客観的に評価できる人材の育成及び価値評価手法の確立の促進。
- ・ 工業所有権情報・研修館（INPIT）の活用等により官民一体となって人材育成を推進。
- ・ 大学の専門課程における知的財産に関する科目の必修化。
- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）等の国際機関等における研修や法整備支援を通じ、新興国における法整備・法執行分野を中心とした知財人財を育成。

4. 中小企業等の知財活動支援の抜本的拡充

特許出願に係る費用の軽減、相談体制の充実、海外事業展開の支援等を通じて、わが国産業競争力の源泉である中小企業への総合的な知財支援体制等を構築する。

- ・ 特許料等の減免制度の拡充、知財総合支援窓口等の拡充等による相談体制の充実。
- ・ 中小企業による知的財産権の国際出願・侵害対応を含む海外事業展開の支援体制の拡充。

5. 産学官連携による知的財産権の創造・利用の促進

研究開発のための優遇税制、知財のマッチング事業、世界的な研究開発拠点の誘致等により、産学官連携による知的財産権の創造・利用を促進する。

- ・ 産学官連携による研究開発促進のための優遇税制の拡充及び権利処理ルールの特明確化。
- ・ TLO等を通じた知財マッチング事業等を通じた産学官の「埋もれた知財」の利用の促進。
- ・ わが国への世界的な研究開発拠点の誘致。

6. 知的財産に係る開発・利活用の促進のための税制の検討

パテントボックス税制（知財によって得た所得に低税率を適用する制度）等、知的財産の開発・利活用の促進に資する優遇税制の導入に向けた検討を進める。

7. 研究開発力強化のための職務発明制度の検討

発明者帰属とされている職務発明制度について、諸外国の制度も参考に、国際競争力強化と公正な発明インセンティブの確保との調整を図る観点から検討する。

8. 営業秘密の保護の強化

わが国の企業が保有する営業秘密の盗用や海外への不正流出等を防止するため、裁判手続上の負担軽減等により、被害拡大の防止及び被害回復の迅速化を図る。

9. 意匠・商標・著作権の保護と利用を推進する法制度の検討

意匠法、商標法、著作権法について、国際的な動向と制度間の整合性にも配慮した法制度の改正を検討する。

- ・ 国際標準に照らし、意匠権（画像デザイン等）・商標権（音・色彩等）の保護範囲を拡充。
- ・ 意匠の国際登録に関するヘーグ協定への加入による国際的な意匠権の取得の円滑化。
- ・ 地域団体商標の登録主体に商工会・商工会議所等を追加するなど拡大を検討。
- ・ 著作権の保護期間の延長等について、国際的な権利の保護と利用に留意しつつ検討。

10. 日本のコンテンツ力と海外発信力の強化（クール・ジャパン戦略の推進）

日本のソフトパワーであるコンテンツの積極的発信や国際的展開の支援、コンテンツ作成や人材育成の支援のための環境整備等により、コンテンツ産業の発展や収益の拡大を可能とする総合的システムを構築する。

- ・ 世界に冠たるコンテンツの中心としてコンテンツ発信拠点整備や国際的イベントの実施。
- ・ 海外放送局との提携等によるコンテンツの海外展開や電子書籍の流通及び電子看板（デジタルサイネージ）の推進等による日本の魅力あるコンテンツの積極的発信。
- ・ コンテンツの産業化・海外展開を行う企業のためのリスクマネーの供給について、新たに設立する株式会社海外需要開拓支援機構等を通じた支援の拡充。
- ・ 海外展開を視野に入れたコンテンツ作成やクリエイター育成のための支援策の拡充。
- ・ コンテンツの国際的発信等を促進するため、コンテンツの二次利用によるビジネスモデルの構築や権利処理を集中的に行う仕組みの整備等により、コンテンツの権利処理を円滑化。
- ・ 日本発のコンテンツプラットフォームの開発に向けた研究の推進。